

23 林政利第 124 号
平成 24 年 3 月 27 日

各都道府県林産担当部長 殿

林野庁林政部木材利用課長

ペレットストーブにおける木質ペレットの燃焼時の留意点について

ご承知の通り、薪については、その燃焼灰から濃度の高い放射性セシウムが検出されている状況にあります。

こうした中で、木質ペレットについても、一般家庭におけるペレットストーブで使用されている実態にあること等から、林野庁は、念のため、全国各地の木質ペレット及びペレットストーブの燃焼灰の放射性セシウム濃度についての調査を昨年来実施してきたところです。

この調査において本年 3 月までに分析した木質ペレットの放射性セシウム濃度は検出下限濃度（1 Bq/kg）未満～78Bq/kg、ストーブ燃焼灰の放射性セシウム濃度は 770 ～ 7,400Bq/kg であり、3 月 27 日にこれらを中間報告として公表したところです。

この中で、汚染状況重点調査地域の一部検体においては、8,000Bq/kg に近い燃焼灰が検出されています。また、火力を大きくして長時間燃焼した場合、燃焼灰の放射性セシウム濃度が高くなる傾向が見られたところです。

つきましては、下記の点を十分留意するよう、貴県内の関係者に御周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 周知の対象者

ペレットストーブの一般使用者

2. 周知の内容

木質ペレットを、強くかつ長く燃焼させると、燃焼灰の放射性セシウム濃度が高くなる傾向にあるので、そのようなことを避け、灰をなるべくこまめに回収すること。

問い合わせ先

林野庁木材利用課木質バイオマス対策班

代表 03-3502-8111（内線 6121）

ダイヤル 03-3502-0305